

柳井市地域公共交通会議の移行について（報告）

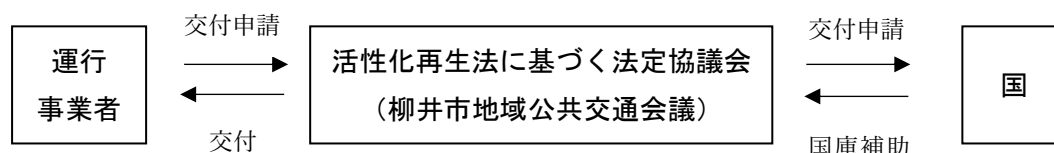
柳井市地域公共交通会議を市の附属機関から独立し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）に基づく任意団体に移行したいと考えています。

1. 任意団体へ移行する理由

・補助金の活用

現在、予約制乗合タクシーは運行に対する国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金）を活用しており、その補助金は運行事業者に交付されています。

今後、活性化再生法の改正により、補助金は法定協議会である地域公共交通会議を通して交付されることになります。



補助金の受入れのために地域公共交通会議名義の口座が必要となりますが、当会議は市の附属機関であるため財務会計行為が行えません。財務会計行為を行うために附属機関から独立することとなります。

2. 各種規程の制定

附属機関から独立することとなるため、柳井市地域公共交通会議設置要綱を廃止し、法定協議会規約を新設します。また、補助金の受領及び予算を取り扱うこととなるため、当会議名義の口座を開設するとともに財務規程等の各種規程を整備します。

3. 名称変更

法定協議会であることをわかりやすく示すため「交通会議」の名称を「(仮) 柳井市地域公共交通協議会」に変更することを考えています。

4. 移行時期

令和7年事業年度（令和6年10月～）の補助金申請に合わせ、令和5年度中に任意団体への移行を予定しています。